

公益社団法人日本語教育学会アンチハラスメントポリシー

(2026年3月20日制定、2026年4月1日公開)

1. ポリシー

本学会はいかなるハラスメントも容認しない。

本ポリシーの目的は、本学会ならびに本学会の関係者が行うすべての活動の関係者全員が楽しく安全に活動できる環境を維持するためのものである。

2. 適用範囲

本学会ならびに本学会の関係者が行うすべての活動に関わる。活動前の準備や連絡の段階、活動・イベント中、さらに活動・イベント後など、関係者間のコミュニケーション、ブログ・SNSなどの情報発信にも適用する。

3. 対象者

本学会の会員・非会員を問わず、すべての関係者が対象となる。すなわち、活動参加者のみならず、運営者、学生アルバイト、活動の会場施設職員、及び本学会の職員を含む運営スタッフにポリシー遵守を求めるとともに、これらの対象すべてに対するハラスメント行為（4, 5 参照）を禁止すべき行為とみなす。

4. ハラスメントの観点

相手に不快な思いをさせる行為。たとえば以下に関わるもの。

- 母語
- 人種、民族、国籍
- 立場・肩書き
- ジェンダー
- 障害
- 年齢
- 外見、身体的特徴
- 相手にコントロールできないやむを得ない事情

5. 禁止行為および対応

5.1 禁止行為

以下および類似した行為を禁止行為とする。

- ✧ 相手に不快な思いをさせる言動
- ✧ 相手を誹謗中傷する言動
- ✧ 相手の名誉もしくは信用を毀損する言動、またはそのおそれのある行為
- ✧ その他、本学会が不適切と判断する行為、法令・公序良俗に違反する行為

5.2 対応

- ✧ 本学会はハラスメントが疑われる行為を認知した場合、速やかに対処する。
- ✧ 運営スタッフは、ハラスメント行為の疑いのある行為に常に注意を払い、ハラスメントが疑われる行為の行為者への注意喚起を行う。
- ✧ すべての活動の参加者はハラスメント行為が行われないように努める。